

## 第五回臨時会

十一月四日開催

### 可決した議案

◎土地改良事業の実施について  
(原案可決)

平成二十八年八月二十二日から二十三日にかけての台風九号により、本市において被害を受けた農地等の復旧を早急に行うため、十一月二日に国の災害査定を終えたところですが、これらの災害復旧に係る応急工事計画を定め、土地改良事業を実施するものです。

### 可決した問責決議

議員十四人から佐々木議員に対して、問責決議案が提出されたものです。(以下、決議全文)

◎深川市議会議員佐々木一夫君  
に対する問責決議について

(議員提案) (原案可決)

佐々木一夫議員に対しては、市民に誤解を招く内容の文書を配布したことなどに対し、自身の発言責任について強く反省を

## 第六回臨時会

十一月三十日開催

### 可決した条例

◎深川市職員給与条例の一部を改正する条例について

◎特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたため、本市においても同趣旨の改正を行うものです。

改正の主な内容は、一般職員の給与について、官民較差等に基づく給与水準の改定のため、平成二十八年四月に遡及して給料表を平均〇・二%引き上げ、扶養手当については、配偶者に係る手当額を減額し、それにより得られる原資を子に係る手当に配分するもので、二十九年四月より、段階的に金額の改定を行うものです。

さらに、勤勉手当については、年間で〇・一カ月分を引き上げ、引き上げ分は、平成二十八年度は十二月期で調整し、二十九年以降は、六月期と十二月期に

均等に再配分するものです。  
また、市長、副市長及び教育長の期末手当について、一般職員の勤勉手当の支給に準じて、同趣旨の改正を行うものです。

◎深川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
(議員提案) (原案可決)

人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたため、勧告の趣旨を踏まえ、議員の期末手当について、支給月数を年間で〇・一カ月分を引き上げるものです。

## お知らせ

■第1回定例会は、3月2日(木)から22日(水)まで開催する予定です。

■市のホームページには、議会事務局のサイトがあり、会議録の検索や議会だよりなどを掲載しています。市民の皆さんに、より身近な市議会となるよう、今後もさまざまな情報を掲載していきますので、ごらんください。

○議会事務局ホームページ <http://www.city.fukagawa.lg.jp/cms/section/gikai/index.html>